

# 子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について

## 1 子ども・子育て会議条例の改正について

### (1) 法改正の内容

平成24年8月に一部改正された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という。)第25条において、幼保連携型認定こども園の設置の認可等を調査審議するため、指定都市等は、条例で幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関(審議会等)を置くものと規定された。

### (2) 本市の対応

幼保連携型認定こども園は、教育・保育を総合的に提供する学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設であり、幼保連携型認定こども園の認可等の意見聴取にあたっては、教育又は保育に係る有識者等を加え、教育・保育の現状を踏まえた審議がなされるよう考慮することが求められるため、現在、教育と保育双方の関係者が構成員となっている子ども・子育て会議で審議することとする。

本市の対応としては、子ども・子育て会議の所掌事務に、次とおり認定こども園法に規定された必要な事務を追加することとする。

### 子ども・子育て会議条例 抜粋

#### 第2条関係：子ども・子育て会議の所掌事務

- 子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務
  - ・特定教育・保育施設の利用定員の設定(子ども・子育て支援法第77条1項1号)
  - ・特定地域型保育事業の利用定員の設定(子ども・子育て支援法第77条1項2号)
  - ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更(子ども・子育て支援法第77条1項3号)
  - ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等(子ども・子育て支援法第77条1項4号)
- 幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可(認定こども園法17条3項、25条)
- 幼保連携型認定こども園の事業の停止、施設の閉鎖命令(21条2項、25条)
- 幼保連携型認定こども園の認可の取消し(22条2項、25条)

**追加**

## 2 児童福祉審議会条例の改正について

### (1) 家庭的保育事業等の認可に関することについて

改正児童福祉法第34条の15第4項において、市町村長は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、「児童福祉審議会」の意見を聴かなければならないと規定された。

#### ＜本市の対応＞

本市の対応としては、条例第2条関係の所掌事務について家庭的保育事業等を追加し、条例第7条関係の部会の調査審議事項について認可に関する事を所掌事務とするもの

### (2) 家庭的保育事業等の廃止承認及び最低基準維持並びに放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関することについて

○認可保育所に関しては廃止承認及び最低基準維持について児童福祉審議会第2部会の所掌事務となっており、家庭的保育事業等に関しても同様の対応が求められる。

○放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関しては、改正児童福祉法第34条の8第3項第4号において、市長は放課後児童健全育成事業を行う者に対し、違反、不当な営利、児童の処遇について不当な行為をした場合は、事業の制限又は停止を命ずることができると規定された。

#### ＜本市の対応＞

家庭的保育事業等の廃止承認及び最低基準維持並びに放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関することについて、事業の適切な提供及び質の確保に資するため、第2部会の所掌事務とするもの

### 児童福祉審議会条例 抜粋

#### 第2条関係：児童福祉審議会の所掌事務

- (1) 児童の福祉に関する事。
- (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事。
- (3) 母子保健に関する事。
- (4) 障害児の福祉に関する事。
- (5) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等に関する事。
- (6) 里親に関する事。
- (7) 児童虐待の防止等に関する事。

**追加**

#### 第7条関係：児童福祉審議会第2部会の所掌事務

- |      |   |
|------|---|
| 第2部会 | 1 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事。<br>2 母子保健に関する事。<br>3 障害児の福祉に関する事。<br>4 児童福祉施設及び家庭的保育事業等の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関する事。<br><br><b>追加</b>          |
|      | 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関する事。<br>6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関する事。<br>7 その他児童の福祉に関する事(第1部会、第3部会及び第4部会に係るもの除く。) |

**追加**

## 3 条例の施行日等

施行日 平成27年4月1日

準備行為 条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により、定められた調査審議等をすることができるととする。